

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項  
に掲げる協議が調っていることの証明書

令和3年2月10日付け西東京市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

## 1 協議が調っている路線又は営業区域

西東京市コミュニティバス

路線名	運行事業者
第4北ルート	関東バス株式会社

## 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西東京市コミュニティバス

路線名	運行系統
第4北ルート	田無駅～多摩六都科学館～花小金井駅
第4北ルート	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅
第4北ルート（迂回ルート）	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅

## 3 協議が調っている内容

- ・ 第4北ルートの西原町4丁目の停留所を再開する。
- ・ 再開に伴い、私有地内で転回を行う。（別紙のとおり）
- ・ 第4北ルートの早朝時の交通規制時間内に迂回運行を実施する。

上記内容以外については、従前と変更なし。

令和3年2月10日

西東京市地域公共交通会議

会長 西東京市まちづくり部

部長 松本 貞雄

# 新設停留所位置図

名称	西原町4丁目				
位置	西東京市西原町四丁目2番	道路 管理者	私有地	所轄 警察署	田無
隣接停留所 との距離	多摩六都科学館 → 0.57 km → 当該停留所		0.47 km → 北芝久保		

